

伝統・食文化をつなぐ！ぐるっとそうそう広域周遊事業実施業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する伝統・食文化をつなぐ！ぐるっとそうそう広域周遊事業実施業務を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

伝統・食文化をつなぐ！ぐるっとそうそう広域周遊事業実施業務

2 委託業務の目的

東日本大震災による観光客の減少に加え、福島第一原発の処理水問題に起因する新たな風評被害による交流・関係人口の減少に歯止めをかけるため、大堀相馬焼等特産品を活用したはしおき広域周遊カプセルガチャ及び地域の特産物や料理を活用した「地酒御集印」広域周遊スタンプラリーの周遊促進事業を実施することにより、将来の移住・定住につながる交流・関係人口の拡大、特産品等の物産振興・地産地消・地域産業の持続的発展の促進、伝統・食文化の継承を図る。

3 委託業務の内容

(1) 大堀相馬焼等特産品を活用したはしおき広域周遊カプセルガチャ

- ① 相双地域の名物や特産品等の知名度向上及び地域を訪れる観光客等の周遊促進を図るため、地域内の誘客施設等で利用可能な割引券（宿泊割引・入館割引・買い物割引）及び大堀相馬焼の箸置きセットが当たるカプセルガチャを販売すること。
- ② カプセルガチャ販売機の設置場所は、甲と協議の上、相双地域の誘客施設等と調整して決定することとし、各市町村に1箇所設置すること。
- ③ カプセルガチャの販売価格は500円とすること。割引券の金額は、宿泊割引は5,000円、入館割引及び買い物割引は500円を上限とすること。
- ④ 大堀相馬焼の箸置きは、カプセルに同包可能なサイズとする。また、デザインは相双地域の名物や特産品等（海産物を含む）が10種及びプレミアム1種の計11種とする。
- ⑤ カプセルガチャ販売数は、4,000個とすること。なお、定期的に各施設を巡回し、適宜、カプセルの補充など販売機のメンテナンスを行うこと。また、受託者独自でイベントでの出張販売（期間中1回以上）を行うこと。
- ⑥ 本業務の実施に当たっては、購入者の収集欲求、購買意欲、周遊意欲を刺激するための工夫を行うとともに、テレビ、新聞、インターネット、SNSなどの様々な媒体を活用した効果的な広報を実施すること。また、生産者（大堀相馬焼）の広報も行うこと。
- ⑦ 上記①から⑥に掲げるものを基本仕様とするが、事業実施に当たり、より効果的な手法があれば提案し、甲と協議の上、実施すること

(2) 地域の特産物や料理を活用した「地酒御集印」広域周遊スタンプラリー

- ① 相双地域の特産物や特産品、地元料理の知名度向上、物産振興及び地産地消の促進並びに地域を訪れる観光客等の周遊促進を図るため、相双地域の地酒（日本酒、ワイン、ビール等）を買って、飲んで、地域内を周遊するスタンプラリーを実施すること。
- ② スタンプラリー達成者（地酒3種以上購入した応募者）には、抽選の上、地域の特産品詰め合わせ（5,000円相当）を計60名に提供する。
- ③ スタンプラリー実施に当たり、地酒ラベルモチーフの「ラベルシール」（枚数は販売店と協議）及びスタンプラリーパンフレット（10,000部程度）を作成し、地酒販売店の店頭において地酒購入者へ配布すること。
- ④ スタンプラリーパンフレットには、各地酒の紹介記事（酒蔵の歴史、酒（銘柄）の特徴、販売場所、問合せ先等）、各地酒に合う地元特産物・特産品、地元料理（料理レシピ含む）の紹介記事等を掲載するとともに、「ラベルシール」の貼付欄及び酒の味の感想の記録欄を設け、スタンプラリーに参加しながら、自分だけの「地酒御集印帳」をつくる楽しみを付

加すること。なお、パンフレットのサイズは、A 5 版（日本産業規格A列5番）又はA 4 版（同規格A列4番）とし、持ち運びやすさや掲載記事の見やすさに配慮すること。

- ⑤ スタンプラリー対象地酒の選定については、甲と協議の上、地酒生産・販売元事業者と調整して決定する。また、「ラベルシール」を店頭配布する地酒販売店についても、甲と協議の上、事業者と調整して決定すること。
- ⑥ 相双地域の物産振興・地産地消の促進や食文化の継承のため、地元企業と連携し、地元産物を活用した新たな特産品等開発や料理レシピ開発、地酒と特産品等のセット販売の促進、飲食店での提供等に取り組むこと。
- ⑦ 本業務の実施に当たっては、スタンプラリー参加者の周遊意欲を刺激するための工夫を行うとともに、テレビ、新聞、インターネット、SNSなどの様々な媒体を活用した効果的な広報を実施すること。
- ⑧ 上記①から⑦に掲げるものを基本仕様とするが、事業実施に当たり、より効果的な手法があれば提案し、甲と協議の上、実施すること。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（第1号様式）
実施計画書及び担当者一覧を添付すること。
- (2) 委託業務完了報告書（第2号様式）
- (3) 委託業務実績報告書（第3号様式）
下記①～②に記載する成果品を添付すること。
 - ① 業務実施報告書（任意様式）
 - ② その他甲が必要と認める書類
- (4) 収支決算書（任意様式）

6 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に譲渡するものとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。